

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第22号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1,098人」を「 1,109人」に改める。

別表第 2中

「

名古屋市港区社会福祉 事務所南陽支所	名古屋市港区春田野三丁 目1801番地	港区役所南陽支所の所 管区域
-----------------------	------------------------	-------------------

」

を

「

名古屋市港区社会福祉 事務所南陽支所	名古屋市港区春田野二丁 目3703番地	港区役所南陽支所の所 管区域
-----------------------	------------------------	-------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 2の改正規定は、規則で定める日から施行する。